

清水 康之 委員提出資料

平成27年2月3日

第4回自殺対策官民連携協働会議

日本の自殺対策の総力を結集して、政策作りの新たな枠組みをつくる

「日本自殺総合対策学会」の設立について

Japanese Society of Comprehensive Suicide Prevention Policy-Making

1) 設立の背景

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、日本の自殺対策は大きく前進してきた。個人の問題に矮小化されてきた自殺が社会の問題として認識されるようになり、自殺対策も「包括的な生きる支援」として、社会的な課題のひとつに位置付けられるようになった。

実践的な取組が市区町村の現場に届き始めた平成22年からは、年間の自殺者数も減少を続けている。平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、今年も7月末時点（暫定値）では昨年比で10%以上減少。自殺が急増した平成10年以前の水準にまで減ってきた。

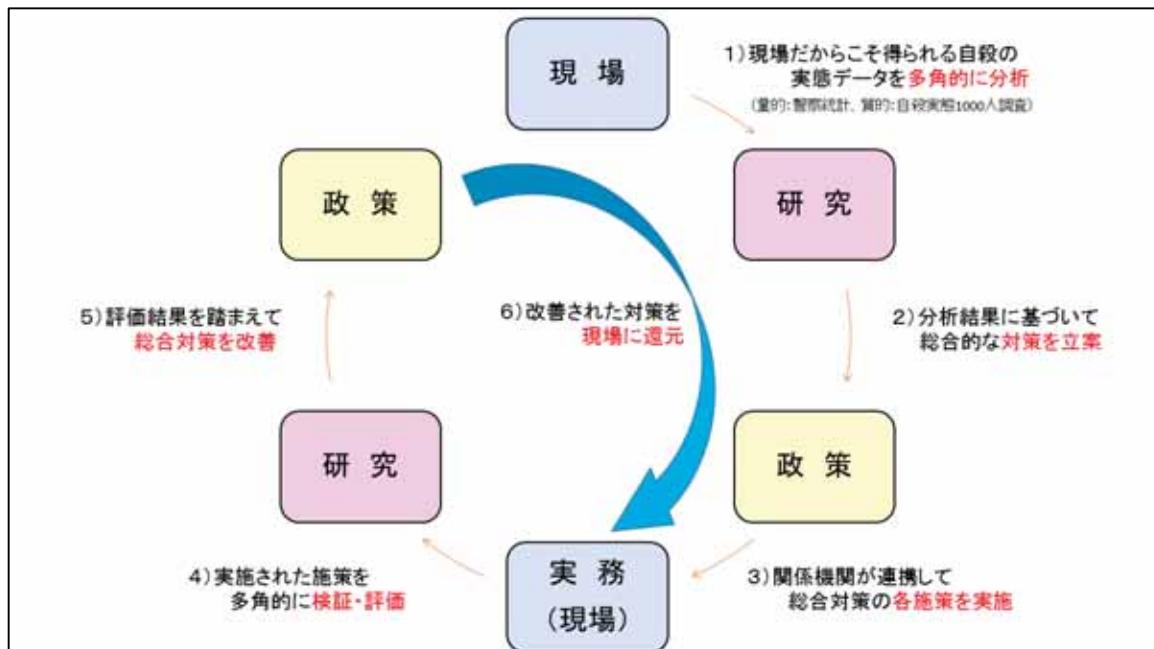
しかし、それでもなお毎年2万5000人超（毎日70～80人）が自殺で亡くなっている、決して樂観できる状況にはない。「自殺が減った」といってもあくまでも年間ベースの話であり、絶対数は積算されていくわけだから、実際は「増えるペースが少し遅くなっただけ」でしかない。

日本の自殺率は依然として先進主要7カ国の中で最も高く、ここ数年は若年世代の自殺率の高止まりも目立つ。非常事態はいまなお続いているのであり、対策の手を緩める理由は何もない。いやむしろ、これまでの経験や知見を活かして、対策を加速させていかなければならない。

2) 設立の目的

これまでの日本の自殺対策は、開いたバケツの穴をふさぐような緊急避難的なものになりがちだった（そなならざるを得なかった）。これからは中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的に、社会全体で自殺対策を推進すること。自殺対策を社会的な自律軌道に乗せることが重要となる。

そのために日本自殺総合対策学会は、自殺対策の「現場（実践）」と「研究」と「政策」の連動性を高めて日本の自殺対策の総力を結集し、政策作りの新たな枠組みをつくることをめざす。現場の実践的な取組を踏まえて、自殺問題や対策のあり方を様々な学問的視点から検証し、それらを政策立案に活用するための枠組みをつくること。社会全体で自殺対策を総合的に推進するためのPDCAサイクル「Plan（計画）-Do（実行）-Check（検証・評価）-Act（改善）」のサイクル（下記はそのイメージ図）」を確立することが、日本自殺総合対策学会設立の目的である。



3) 活動の内容

日本自殺総合対策学会は、前項の目的を果たすため、以下の5つの機能を果たすことをめざす。

1. フォーラム機能

様々な関係者が互いの立場や組織、専門分野の壁を超えて、自殺問題や自殺対策（支援方法や政策）について協議する「フォーラム＝場」としての機能。例えば、「向精神薬の副作用」の問題や「自死・自殺」という表現の問題、「自殺未遂者支援における個人情報の取扱いの問題」など、あらゆる問題をタブー視せずに関係者が議論する「場」となることをめざす。

2. アクター機能

国内外に向けて、研究発表や政策提言を行う「アクター＝主体」としての機能。例えば、「自殺報道のガイドライン」を守るよう報道機関に働きかけたり、学校における「自殺予防教育」のメリット・デメリットの検証を行ったり、「主体」となって日本の自殺対策の推進することをめざす。

3. データベース機能

「地域の先進的な実践例」や「現場の失敗談等の経験」、「自殺対策に関する研究成果」や「啓発ツール」等の情報を蓄積し、広く社会に還元するための「データベース」としての機能。全国各地の自殺対策協議会等の関係者が、互いに情報を共有するための仕組みづくりも行う。

4. マッチング機能

様々な分野の研究者と研究対象となり得る活動等の当事者とを引き合わせたり（無論、当事者等の理解と了承を得た上で）、政策立案者と研究者とを引き合わせるための「マッチング＝仲介」機能。

5. ウオッヂドッグ機能

自殺対策の進捗状況を様々な角度から監視する「ウォッヂドッグ＝番犬」としての機能。例えば、政府や自治体の自殺対策の取組状況を検証する「自殺対策政策評価」の実施や、報道機関による自殺報道の検証・評価など。

4) 規約等（調整中）

- ・日本自殺総合対策学会への入会方法等については現在調整中
- ・日本自殺総合対策学会は、利益相反を考慮して、宗教法人や政党、製薬企業等からの資金提供等は一切受けない（利益相反に関する指針を策定する）
- ・今年度中に一般社団法人化し、日本学術会議の協力学術研究団体として指定を受けることをめざす

【参考：自殺対策基本法（抜粋）】

第一条（目的） この法律は、（中略）自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって 国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること を目的とする。

第二条（基本理念） 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

5. 日本自殺総合対策学会の発起人（50音順）

現場
（実務）

石倉紘子	自死遺族サポートチームこころのカフェきょうと 代表	
伊藤敬雄	小平駅前クリニック： 精神科医	
鵜戸西努	宮崎市市郡医師会病院カウンセラー： 宣教師	
大内衆衛	荏原病院： 精神科医	
生越照幸	自死遺族支援弁護団： 弁護士	
齋藤友紀雄	日本いのちの電話連盟 理事	
佐藤久男	NPO法人蜘蛛の糸 理事長	
茂幸雄	NPO法人心に響く文集・編集局	
篠原銳一	NPO法人自殺防止ネットワーク風 理事長： 僧侶	
清水康之	NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表	
杉本脩子	NPO法人全国自死遺族総合支援センター 代表	
善養寺亮	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 事務局長	
根岸親	自殺対策全国民間ネットワーク 事務局長	
藤澤俊樹	NPO法人いわて生活者サポートセンター 事務局長	
山口和浩	NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表	
山本ゆき	山本孝史のいのちのバトン 代表	
猪飼周平	一橋大学大学院 社会学研究科 教授	社会政策学
岩瀬博太郎	千葉大学大学院 医学研究院法医学教室 教授	法医学
上田紀行	東京工業大学 リベラルアーツセンター 教授	文化人類学
岡崎晴輝	九州大学大学院 法学研究院 教授	政治学
金子能宏	国立社会保障・人口問題研究所 政策研究連携担当参与	経済学
近藤克則	千葉大学大学院 予防医学センター環境健康学研究部門 教授	健康格差対策
澤田康幸	東京大学大学院 経済学研究科 教授	経済学
鈴木康明	東京福祉大学大学院 心理学部 教授	死生学/悲嘆学
崎坂香屋子	中央大学全学連携教育機構・総合政策学部 准教授	国際地域保健
高橋義明	筑波大学 システム情報系 准教授	幸福学
椿広計	統計数理研究所副所長・データ科学研究系教授	統計学
中山健夫	京都大学大学院 医学研究科 教授	健康情報学
西尾隆	国際基督教大学 教養学部 教授	行政学
堀江宗正	東京大学大学院 人文社会系研究科死生学・応用倫理センター 准教授	死生学／宗教学
本橋豊	京都府立医科大学 特任教授	公衆衛生学
M・ライシュ	ハーバード大学 公衆衛生大学院 教授	国際医療政策学
P・イップ	香港大学 自殺調査・予防研究センター長、国際自殺予防学会 元副議長	自殺予防学
阿部守一	長野県知事	
梅林厚子	福井・大野市議会議員：自死遺族アルメリアの会 代表、自殺対策地方議員の会 準備会幹事	
大坪冬彦	東京・日野市長：自殺のない社会づくり市区町村会 世話人	
尾辻秀久	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 会長	
加藤和夫	秋田・八峰町長：自殺のない社会づくり市区町村会	
小池晃	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 副会長	
近藤やよい	東京・足立区長：自殺のない社会づくり市区町村会	
重徳和彦	衆議院議員：自殺対策を推進する議員の会 若者自殺対策W.T.事務局長	
反町吉秀	元上十三保健所長：大妻女子大学家政学部公共健康学研究室 教授	
武見敬三	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 副会長	
谷合正明	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 若者自殺対策W.T.座長	
仲本晴男	沖縄県立総合精神保健福祉センター 所長：精神科医	
中山泰	京都・京丹後市長：自殺のない社会づくり市区町村会 代表世話人	
西川太一郎	東京・荒川区長、特別区長会会長：自殺のない社会づくり市区町村会	
福島みづほ	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 副会長	
柳澤光美	参議院議員：自殺対策を推進する議員の会 事務局長	
柳田清二	長野・佐久市長：自殺のない社会づくり市区町村会	

研究

政策

自殺総合対策の推進に不可欠な財源確保に関する緊急要望

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

自殺対策を推進する議員の会

昨年、我が国の自殺者数は 15 年ぶりに 3 万人を下回った。自殺が最も多かった年と比較して 6000 人以上の減少である。平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、その翌年に策定された自殺総合対策大綱に基づいて、ここ数年、市区町村レベルでの対策が進められてきたことが、減少の背景にある。

大きな役割を果たしているのが、平成 21 年に造成された「地域自殺対策緊急強化基金(以下、基金)」だ。東京大学大学院経済学研究科の澤田康幸教授が行った「自殺対策基金の効果に関する統計分析の方法と推定結果」によれば、「自殺対策基金総額は負の値に推定されており、統計的に有意である」と結論付けている。内閣府でも、今年度設置した「自殺対策検証評価会議」において、基金の検証・評価を行っているところだと聞く。

自殺対策の最前線である市区町村にとって基金は、対策を推進するために不可欠な財源だ。「自殺のない社会づくり市区町村会(加盟 262 自治体)」が、基金の依存度(自殺対策の財源をどれだけ基金に依存しているか)についてアンケートを行ったところ、84%の自治体が「80%以上を依存している」と回答。その内の 74%は「100%」と答えた。我が国の自殺対策は、基金が下支えしているのである。

しかし、その基金が、今年度で打ち切られようとしている。自殺対策の流れを強化するために昨年、自殺総合対策大綱が改訂され、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図ること」となった。その実現に必要な財源がなくなれば、対策の流れが止まるどころか、逆流を起こし、再び我が国の自殺リスクを高めかねない。

平成 10 年に、それまで 2 万人台の前半で推移していた自殺者数が激増に転じた際、振り返れば、その前年に消費税が増税され、景気後退とともに倒産件数や失業者が急増し、その一方で「いのちのセーフティーネット」である自殺対策が行政的・社会的には放置され続けた。万が一にも、今後こうしたことが起きぬよう、様々な影響に万全に備える政策の一つとして「自殺対策=いのちのセーフティーネット」の充実強化が不可欠である。

「自殺対策を推進する議員の会」は、自殺総合対策の推進に極めて重要な財源確保のため以下の 2 点を強く要望する。

記

1) 来年度も「地域自殺対策緊急強化基金(今年度と同規模の 33 億円)」を継続させる

- ・自殺対策基本法の第 9 条には、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とある。

2) 再来年度以降は、自殺対策の恒久財源を確保するため当初予算において予算措置を行う

- ・大綱には「6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める」とあるが、「基金」を単年度ごとに更新するのだと、これができるない。継続的かつ安定的な対策推進のためには、自治体が使える恒久的な財源が不可欠である。

※その際、大綱に謳われている「地域における先進的な取組の全国への普及などが必要」「複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこと」を後押しするため、5 つ以上の都道府県・政令市にて広域的に行われる事業に対しては、「財源(基金)」の 5 %を重点配分すべきである。

若者自殺対策に関する緊急要望

内閣官房長官 菅 義偉 殿

自殺対策を推進する議員の会

ここ数年、我が国の年間自殺者数は減少傾向にあるが、依然として、若者の自殺は深刻な状態が続いている。10代の死亡原因の二位、20代と30代の死亡原因の一位が自殺であり、先進諸国の中でもその割合は高く、若者の自殺対策は喫緊の課題となっている。

そのため一昨年改訂された『自殺総合対策大綱』においても、若年層への支援の重要性が強調された。「生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けさせるための教育を推進する」「インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む）を活用するなどして支援策情報の集約、提供を強化する」等、様々な施策が大綱に盛り込まれた。

しかしながら、若年の自殺を防ぐためのこうした施策は依然として立ち遅れている。民間団体や地方公共団体からは、早急な対応を強く求める声が寄せられており、本WTではこうした声（計10組）に耳を傾けてきた。

若者は日本の未来そのものである。若者の命を守るために、「個々の子どもたちへの教育」と「若者が相談しやすい受皿の整備」、および「相談にたどり着けない若者へのアウトリーク」を、連動させながら包括的に実施することを要望する。

1. すべての子どもに「生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法」を教える

- 命や暮らしの危機に陥った若者が、「助けの求め方が分からない」「相談機関や支援策の存在を知らない」ために、自殺に追い込まれるケースが相次いでいる。こうした事態を防ぐため、義務教育の過程ですべての子どもに、「日々の暮らしの中で、あるいは将来的に、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力」を身に付けさせる。
- 具体的には、「心が苦しいときの対処方法」「職場で理不尽な要求をされたときの対処方法」「性暴力被害を受けたときの対処方法」「自殺の危機にある人への対処方法」などについて、「自殺の0次予防」として、各学校で全生徒を対象に毎年実施する。あわせて教員向け研修、講習の充実強化をはかる。

2. 生きづらさを抱えた若者を包括的に支援する「受皿（居場所等）・体制」を整える

- 自殺で亡くなる若年女性（39歳以下）の約半数に自殺未遂の経験がある。医療機関（救急と精神）と地域（行政や民間団体）が連携することで、自殺未遂後の自殺を防げる可能性がある。全国どこにいても、自殺未遂者が包括的な支援を受けられる体制を整える。
- 若者、とりわけ若年女性は、行政の相談機関を利用しない傾向がある。若者が利用しやすい相談の受皿（居場所等）を全国に整備し、若者を包括的に支援するための拠点を作る。
- スマホや携帯で全国各地の相談機関を簡単に探せる「検索サイト」を普及させるため、政府や地方公共団体が積極的に啓発を行い、サイト運営に必要な情報提供や情報管理を行う。

3. 相談や支援につながりにくい若者への「アウトリーク策」を抜本的に強化する

- 自殺のリスクが高いとされる「高校中退・進路未決定者」へのきめ細やかなアウトリークを、地域の実態に即して、学校や教育委員会、家庭や若者支援団体等が連携して行う。
- インターネットで「自殺の手段を検索」したり、SNSで「自殺をほのめかす書き込み」をした人に、リスティング広告（検索したキーワードに関連した広告を表示されること）の手法を活用して、相談行動に誘うメッセージを表示するなどして、アウトリークを行う。

「若者自殺対策ワーキングチーム」

実施ヒアリングまとめ

若者の自殺実態や若者自殺対策の現状を把握するため、「民間団体と地方公共団体、計10組（9団体）」および「自殺対策に関わる3府省」に対して、下記の通りヒアリングを行った。（敬称略）

議連総会（昨年12月12日）

1) NPO法人 bond プロジェクト 代表 橘ジュン

・性暴力被害を受けた若年女性の約半数に自殺リスクあり

2) 学生支援団体ユースリンク 大学生スタッフ 柏原章人

・生きづらさを抱えて孤立している学生を支援するには「居場所」活動が効果的

第一回会合（3月5日）

内閣府、厚労省、文科省

・『自殺総合対策大綱』に基づく若者の自殺対策に関する政府の取組について

第二回会合（5月15日）

3) NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水康之

・若者支援には、生きる阻害要因の除去に加え、生きる促進要因の醸成が必要

4) 足立区就労支援課長 小塚康一

・高校中退や進路未決定者は将来的な自殺のハイリスク群だが、支援が届いてない

5) 足立区こころとからだの健康づくり課長 馬場優子

・「自殺の0次予防」としてライフスキル教育を学校で行うには、義務化が必要

6) 非営利活動団体 OVA 代表 伊藤次郎

・若者にとって身近なツールであるインターネットを活用したアウトリーチが効果的

第三回会合（5月28日）

7) あしなが育英会 奨学課長 小河光治

・子どもの貧困対策とも連動したライフスキル教育（奨学金情報の提供等）が必要

8) NPO法人 POSSE 代表 今野晴貴

・ブラック企業から身を守るための知識や情報を、若者が就職する前に教えるべき

9) NPO法人 Light Ring. 代表理事 石井綾華

・生きづらさを抱えた若者を、そのそばで支えている若者への支援が重要

10) 荒川区 福祉部障害者福祉課課長 山形実

・行政には相談に来ない若年女性に対して、未遂者支援と居場所活動を新たに展開

以上

鹿児島県下の市町村長 様
同 自殺対策担当者 様

自殺対策を推進する議員の会
日本自殺総合対策学会
自殺対策全国民間ネットワーク

鹿児島県「いのち支える地域自殺対策」研修会の開催について（ご案内）

寒気きびしき折柄 あわただしい師走となり、何かとご多用のことと存じます。

さて、我が国の自殺者数は、平成 24 年に 15 年ぶりに年間 3 万人を下回りましたが、依然として一日平均 70 人超が自殺で亡くなるという大変深刻な状況が続いています。鹿児島県においても、平成 25 年の自殺者数は 412 人に上っています。前年比で 5% 増となり、県の自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は九州で最も高くなりました。

国は、平成 24 年に「自殺総合対策大綱」を大幅に改訂し、「今後は地域の実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を図る」と方向性を明示しています。各自治体が地域の実状に応じて戦略的に対策を進められるよう、国は「市区町村単位の詳細な自殺統計」を毎月公表し、「地域自殺対策のための予算」を確保するなどしています。

こうした状況を踏まえて、自殺対策の全国的な底上げを図るために、上記 3 団体が主催して「市区町村向けの研修会」を、まずは鹿児島で開催することにしました。自殺対策は地域住民の命を守る活動であり、その実践には地域（間）の連携が重要です。オール鹿児島で「いのち支える自殺対策」を推進するため、ぜひとも研修会にご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、お手数をお掛けしますが、別紙様式に研修会への出欠についてご記入いただき、下記担当者宛にメールまたは FAX にて、1月 30 日（金）まで に、ご返送いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 名 称： 鹿児島県「いのち支える地域自殺対策」研修会（参加無料）
2. 日 時： 平成 27 年年 2 月 10 日（火）13 時 00 分～17 時 00 分（12 時 30 分開場）
3. 会 場： かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町 14-50）
4. 対 象： 市町村長（第一部のみ）、市町村の自殺対策担当者、自殺対策関連団体等
5. 次 第： 別紙のとおり
6. 主 催： 自殺対策を推進する議員の会、日本自殺総合対策学会、自殺対策全国民間ネットワーク
7. 共 催： 鹿児島県
8. 後 援： 鹿児島県市長会、鹿児島県町村会

担当 NPO 法人ライフルリンク代表 清水康之
TEL 03-3261-4934／FAX 03-3261-4930
E-mail shimizu@lifelink.or.jp